

労審発第 1367 号  
令和 4 年 1 月 7 日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和 4 年 1 月 7 日付け厚生労働省発履均 0107 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講すべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和4年1月7日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会  
分科会長 奥宮 京子

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講すべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について

令和4年1月7日付け厚生労働省発雇均0107第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、妥当と認める。